

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、青森県津軽地域の西部に位置し、三方山に囲まれており、津軽平野を潤す岩木川が本村の中央部を流れ、その源となる白神山地は、世界自然遺産に登録されています。

集落や耕作地は、岩木川や他の河川の流域を中心にわずかに形成されていますが、行政区域の大半は山林原野で占められており、本村の総面積は24,602haのうち森林面積は22,610haで、総面積の91.9%を森林が占めています。

私有林面積は2,245haで、そのうち人工林の面積は779ha（人工林率34.7%）であり、人工林の約86%をスギが占めています。さらに、私有林の人工林における年齢構成は50～60年生がピークで本格的な主伐期を迎えており、今後の間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

本村の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林、広葉樹が広く存する天然生林という構成になっており、また、森林に対する価値観が多様化していることから、以下のような課題があります。

人工林地域については、適正な保育・間伐に努めるとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、森林づくりから木材利用まで持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっています。

水源涵養機能等を重視した広葉樹が広く存する天然生林地域については、主として、天然力により森林を成立させて維持しつつ、必要に応じて、景観整備等による的確な保全、管理が重要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮することとします。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザー測量等のリモートセンシングや森林GISの効果的な活用を図ることとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林、樹根又は表土を保全するための人工造林又は更新補助作業により土壌の流出や崩壊が防止されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着率が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に抑制できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。
- 注2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これらについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとするものとします。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い村土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風</p>

	<p>や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、村民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、村民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林の生態系が適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されることを目指します。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全します。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。</p>
木材等生産機能	<p>木材の生育に適した土壌を有し、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進します。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行い</p>

	ます。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。
--	---

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大を図るため、県、村、森林所有者、林業事業団体、森林組合、森林管理署等で相互の連絡を密にして、森林施業の共同化を図り、森林作業道等の整備・維持管理を推進します。

また、林業後継者の育成、林業機械化の推進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は次のとおりです。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めているので、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地 域	樹 種 (年)					
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					きのこ原木用	その他
村内全域	45	40	40	55	20	30

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以

上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

(1) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯（おおむね周辺の森林の樹高程度）を設け適確な更新を図ることとします。

(2) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下）の伐採とすることとします。

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第7条の2に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林毎に制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や古損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進するものとし、人工造林の対象樹種は下記のとおりとします。

なお、下記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

【表1-1 人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ヒバ、ブナ、ケヤキ、ナラ、カエデ、ウルシ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に務めることとします。

なお、職種別及び仕立ての標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として次の表のとおりとします。

【表1-2 人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主な樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,000（疎） ～ 3,000（中） ～ 3,500（密）
カラマツ	1,500（疎） ～ 3,000（中） ～ 3,500（密）
アカマツ、クロマツ	2,000（疎） ～ 4,000（中） ～ 5,000（密）
ヒバ	1,500（疎） ～ 3,000（中） ～ 3,500（密）
ブナ、ケヤキ、カエデ	2,000（疎） ～ 3,000（中） ～ 4,000（密）
キリ	300（疎） ～ 450（中） ～ 600（密）

注1 その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によります。

注2 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数とします。

注3 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽するものとします。

注4 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本村林務担当部局の指導により植栽するものとします。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法は、表1-3に示す方法を標準とします。

【表1-3 その他人工造林の標準的な方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が休止した時期（10～11月）に行います。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復並びに森林資源の造成を図るものとし、次のとおりとします。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

イ 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

ウ 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて植え込み等を行うこととします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現状、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種を下記のとおりとします。

【表 2-1 天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ、クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準と成る期待成立本数を次のとおり定めます。

また、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうちと周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上の者がその本数に10分の3を乗じた本数（3,000本/ha）以上の本数を成立させることとします。

【表 2-2 天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹 種	期待成立本数（本/ha）
上記【表 2-1】に示す樹種	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法について次のとおり定めます。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行います。

【表 2-3 天然更新補助作業の標準的な方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うこととします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします
植込み	天然下種更新の不十分な所に必要な本数を植栽することとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる2～5年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり、仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行います。

ウ その他天然更新の方法

本村において適用する天然更新完了基準（県で定めたもの）により、伐採跡地の天然更新の完了を確認します。また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ります。

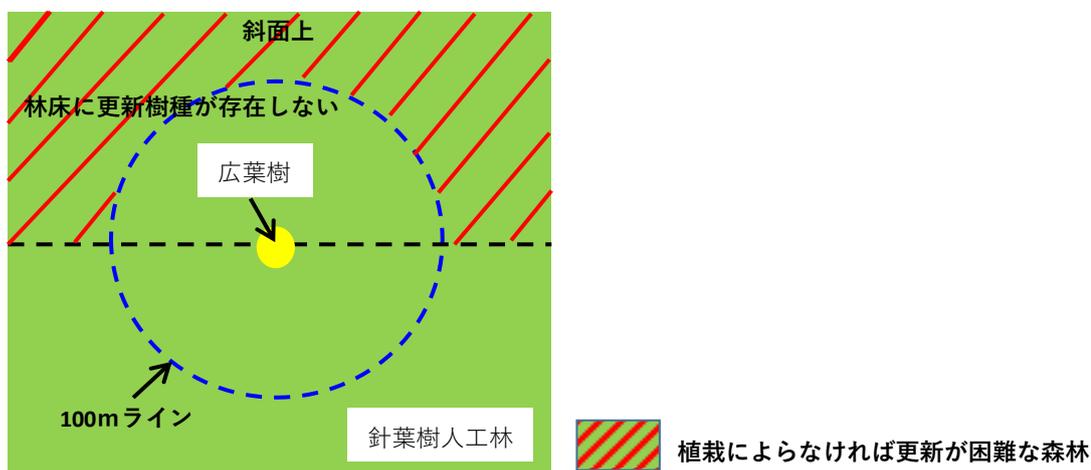
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおりとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおりとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として

想定される本数を次のとおりとします。また、当該対象樹種のうち周囲の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとします。

対象樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
全樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項

(1) 伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって、資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既存の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に務めることとします。

なお、主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等を次の表のとおり定めることとします。

【表3-1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高(m)	平均直径(cm)	材積(m ³)	
スギ	植栽本数 3,000本	3	19	26	37	58	28.1	39.8	914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとす	
	伐期 80年 本数伐採率		31.0	29.8	28.5	27.6					
アカマツ	植栽本数 4,000本	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		
	伐期 80年 本数伐採率		32.4	32.0	33.0	33.6					30.3

カラ マツ	植栽本数 3,000 本 伐期 80 年 本数伐採率	3 * 11 41.1	17 38 38.1	34.0			22.7	25.9	322.2	る。 2 *は保育 間伐とする。
広葉樹	天然更新 伐期 100 年 本数伐採率	2 50 48.2	70 48.2				20.0	26.6	163.9	

注1 上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

注2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うものとします。

注3 育成複層林施行にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うものとします。

注4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図るものとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

ア 下刈り

下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利益価値を勘案し有用なものは、保残し育成することとします。

ウ 枝打ち

枝打ちは、林内の光環境を改善することによる林床植生の成長促進、良好な景観の保持及び優良材の生産等を行うものとします。

エ つる切り

つる切りは、植栽又は天然更新等を行った森林において、育成しようとする樹木の成長を阻害するつる類を除去し、その健全な育成を図るために行うこととします。

オ 雪起し

雪起しは、雪圧等によって傾いた樹木を起こすことにより、樹木の健全な育成を助長す

るために行うものとします。

雪起しの時期は、原則として、融雪直後とし、樹木の根元が固定するまでの間、必要に応じて継続するものとします。

【表3-2 保育の作業種別の標準的な方法】

樹種	種類	林 齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△															5	5
	除 伐												○											1	1
	枝打ち												○							○		△		2	2
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5	
	除 伐												△											—	—
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5	
	除 伐									○														1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												7	7	
	除 伐														○									1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	

注1：○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

注2：下刈りは、気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業法で行うものとし、終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

注3：除伐は、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有効なものは保残・育成することとします。

3 その他必要な事項

無し

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源の涵養の機能）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適な環境の形成の機能）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能）」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：木材の生産機能）」に区分し、これらの森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

各機能別の区域の設定基準は次のとおりとします。

水源涵養の機能	水源かん養保安林、干害防備保安林や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林等
快適な環境の形成の機能	風害・水害・干害等の防備保安林や、日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林等
保健文化機能	保健保安林、風致保安林や、史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林等

注：生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないこととします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源

地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1により定めることとします。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めることとし、森林の区域については、別表2のとおりとします。

【森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種 (年)				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
村内全域	55	50	50	65	40

なお、森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を、別表1により定めることとします。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土砂保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地にある森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地にある森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌を含む土地にある森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防雪保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等に適した森林、史跡等と一体となり優

れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林

イ 森林の施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持造林を図るべき公益的機能に応じた施業を推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めることとします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

なお、それぞれの森林の区域については別表 2 のとおりとします。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地 域	樹 種 (年)				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
村内全域	90	80	80	110	60

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、別表 1 により定めることとします。

また、この区域のうち、林班の 5 割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めることとします。

- 平均傾斜30°未満
- 林道までの距離1,000m未満
- 山地災害危険区域（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地の指定が無い

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵 ^{かん} 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	134、135、152、155、156、157、161、162、164、165-い・ろ・に・と、166	976.77
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	145-ろ、146	47.15
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	-	-
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	165-は、165-へ	46.23
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	136、137、138、139、140、141、142、143、144、145-い、147、148、149、150、151、153、154、158、159、160	1292.96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

【別表2】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		134、135、152、155、 156、157、161、162、 164、165-い・ろ・に・ と、166	976.77
長伐期施業を推進すべき森林		145-ろ、146	47.15
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進 すべき森林	165-は、165-へ	46.23
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進する べき森林			1292.96

3 その他必要な事項

無し

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

不在村森林所有者を含む森林所有者等への啓蒙・普及活動を強化し、森林施業の委託を推進することとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業者に対する、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の森林施業の受委託などに必要な航空レーザー計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域の流域活性化協議会の開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進することとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の施業又は経営の受委託等を実施する際は、現状の立木把握、委託契約書や分収契約書の作成及び地上権の設定等が生じることから、村や森林組合等が連携して必要な情報の提供や助言をすることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの

間の森林については、西目屋村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとします。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

5 その他必要な事項

無し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の民有林における林家等森林所有者の大部分は、1 ha 未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために村、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備するとともに、地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地域単位での森林施業の共同実施又は施業委託の推進を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、造林、保育、間伐等の森林組合等への委託等により、共同して行う計画的かつ効率的な森林施業を推進することとします。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては地区集会等を利用して森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営に対する意欲の向上を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同で作成する者全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を主として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体への共同委託により実施することを旨とします。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施します。

ウ 施業等の共同化を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにします。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めます。

4 その他必要な事項

無し

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりそ

の効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準を次の表のとおりとします。なお、路網密度の水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	30 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系作業システム	23 以上	52 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30°~35°)	車両系作業システム	16 以上	35 以上	60 以上
	架線系作業システム	16 以上	—	20 以上
急峻地 (35°~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて効率的な森林施業をする区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を図示します。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に関する留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、青森県林業専用道作設指針（平成23年3月18日制定）に則り開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

本村の林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は、別に定めるところにより図示します。

【林道の開設又は拡張に関する計画】

単位：延長 km、面積 ha

開設 拡張	種類	区分	位置 (字・林班等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		村市	深沢村市	3.4	28		①	
			大秋	大秋	2.3	121	○	②	
開設計				2路線	5.7	149	1箇所		
拡張 (改良)	自動車道		大秋	大秋	5	121		②	
			白沢	白沢川	5	162	○	③	
			川原平	大川	4	441	○	④	
拡張(改良)計				3路線	14	724	2箇所		

拡張 (舗装)	自動車道		大秋	大秋	2.0	121		②	
			白沢	白沢川	2.0	162		③	
			川原平	大川	4.7	441	○	④	
拡張(舗装)計				3路線	8.7	724	1箇所		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、青森県森林作業道開設指針(平成23年5月18日制定)に則り開設するものとし、林道や林業専用道との開設や連結等に配慮するとともに、土工量が少なくなるよう路線を選定することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作成指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

無し

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化や他産業並の労働条件の確保、雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進し、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、県が行う、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」や、国の「緑の雇用」事業と連携を図りながら、将来的に林業事業体等の中核となり得る現場技術者の養成を支援することとします。

また、森林組合等の林業事業体における経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や、施業の集約化による事業量の安定的確保と生産性の向上、他の事業体との協業化、事業の多角化等を推進することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、魅力ある職場づくりによる若年者の定着化を促進し、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入や稼働率の向上を推進することとします。

また、傾斜等の地形条件や樹種等に対応した機械の導入を推進することとし、高性能林

業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり定めることとします。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	村内一円 （急傾斜地）	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ グラップル付きフェラーバンチャ
造材		チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、プロセッサ ハーベスタ
集材		ウィンチ、トラクタ グラップル、フォワーダ	スイングヤード、フォワーダ
伐倒	村内一円 （緩傾斜地）	チェーンソー、ハーベスタ	ハーベスタ、 グラップル付きフェラーバンチャ
造材		プロセッサ、ハーベスタ	プロセッサ、ハーベスタ
集材		フォワーダ	フォワーダ
造林	地拵え	人力、グラップル	グラップル付きフェラーバンチャ
保育	下刈り	刈払い機	下刈り作業車

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産業者から木材製造業に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

施設の種類	現状			計画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
山菜加工施設 販売施設	田代	1,326 m ²		—	—	—	
道路融雪用 薪ボイラー	田代	300 m ³ /年	A				
温泉施設用 薪ボイラー	村市	220 m ³ /年	B				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
区域の設定なし

- 2 その他必要な事項
無し

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

- (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

当村において確認されているナラ枯れ被害については、被害地域以外への拡大を防止するため、被害木の駆除を徹底するほか、被害木の早期発見のための巡視活動の強化など、県や関係機関と連携し、効果的かつ迅速に取り組むとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。また、媒介虫の行動期におけるナラの伐採を避けることとします。

- (2) その他
なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、ニホンジカが目撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置や、わな等の捕獲による被害防止対策に取り組むとともに、野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るものとしてします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、村の広報誌等を利用した山火事防止の啓蒙を適時適切に実施することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、森林法第21条の規定に基づき村長の許可を受けたうえで行うものとしてします。

- 5 その他必要な事項
無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次の表に掲げる森林については、津軽ダム建設に伴う周辺整備として森林浴、自然観察に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を国と連携しながら進めます。

【保健機能森林の区域】

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
川原平字大沢	165	3.09	0.30	2.79	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源涵養及び県度保全等の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

【保健機能森林区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法】

施業の区分	施業の方法
造林、保育、伐採、その他	本計画書第4-1-(2)イの保健文化機能の維持増進を推進する森林施業の方法によるものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の移行等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、適正な施設整備を推進するものとし、次の表のとおり定めることとします。

【森林保健施設の整備】

施設 の 整備	
① 整備することが望ましい施設	管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
② 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とした配置とします。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行います。

(2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は、次の表に定めることとします。

【立木の期待平均樹高】

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	14m	
ヒバ	18m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の移行等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火設備の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めます。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
白沢・大秋・田代1	134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148	939.82
田代2・村市・藤川・居森平	149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,163	963.26
砂子瀬・居森平	162,164,165,166	342.20

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたUJ1ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進します。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地球温暖化が社会問題となっていることから、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図るため、化石燃料に代わるエネルギー源として、間伐材や林地残材を利用した木質バイオマスエネルギーの活用促進を図りながら、森林の保全・育成に努めていくことし、公共施設への木質バイオマスエネルギー導入を進めます。また、公共建築物等における木材利用を促進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林サービス産業等で、住民が森林に親しむ憩いの場として整備が期待されていることから、環境整備に努めるとともに、管理等の整備を進めることとします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

資源の循環利用の重要性について普及し、自然の大切さと心地良さを育むため、植樹イベントの実施などによる森林づくりへの参加や、木炭の利用を促進することとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

西目屋村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行うこととします。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとします。

【計画期間内における西目屋村森林経営管理事業計画】

区 域	作業種	面積	備考
村内全域	保育間伐	200 ha	

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施します。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

森林の手入れ不足から森林の病虫害被害が増える傾向にあり、中でもスギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害材の出材が増加してきています。

森林組合を中心に各種事業による枝打ち実施を奨励し、被害地域の拡大防止に努めてい

ますが、今後も引き続き、森林所有者に対する被害防止の普及啓発活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林の育成に努めます。

(4) 村有林の整備

本村は現在、人工林を中心に98haの森林を有しており、水源森林総合整備事業の施行箇所では、引き続き適切な保育施業を実施します。また、従来から保育・管理しているスギ等の人工林では、森林の施業を長伐期施業に移行することとし、間伐等の施業を森林組合等に委託するなど、適宜に施業を実施します。

(5) 国有林野の利活用に関する事項

本村の国有林面積は20,365haで、総森林面積の83%と国有林野の占める割合が大きく、従来から分収造林等を国有林野に依存しています。

今後も地域林業の振興を図るため、国有林と連携した施策を推進します。